

令和3年度等級等ごとの職員の数公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（令和3年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

北栄町職員の給与に関する条例

行政職給料表

※再任用職員を含む

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		階級
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	主事、保育教諭及び保健師	31	15.8%	主事(※)	14	係員級
				保育教諭	16	
				保健師	1	
				計	31	
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育教諭、保健師、管理栄養士、社会福祉士及び司書の職務	51	26.0%	主事	29	
				技師	2	
				保育教諭	14	
				保健師	3	
				管理栄養士	1	
				社会福祉士	—	
				司書	2	
計	51					
3級	副主幹及び主任の職務	43	21.9%	副主幹	17	係長級
				主任	15	
				主任保育教諭	8	
				主任保健師	3	
				主任管理栄養士	—	
計	43					
4級	室長、主幹、及び園長補佐の職務	49	25.0%	室長	23	課長補佐級
				主幹	19	
				園長補佐	7	
				計	49	
5級	課長、出納室長、局長、館長、園長、支所長及び参事の職務	16	8.2%	課長	6	
				出納室長	1	
				局長	1	
				館長	2	
				園長(※)	4	
				支所長	1	
				参事	1	
計	16					
6級	困難な業務を処理する課長の職務	6	3.1%	課長	5	課長級
				局長	1	
				地方創生監	—	
				参事	—	
計	6					
合計		196	100.0%			

北栄町教育職員の給料の特例に関する条例

教育職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
2級	指導主事	0	0.0%	指導主事	0
				計	0
特2級	教育委員会事務局の室長又は主幹 及び高度の知識又は経験を必要とする指導主事	2	66.7%	室長	1
				主幹	1
				指導主事	0
				計	2
3級	教育委員会事務局の課長又は参事	0	0.0%	課長	0
				参事	0
				計	0
4級	困難な業務を処理する教育委員会 事務局の課長又は参事	1	33.3%	課長	0
				参事	1
				計	1
合計		3	100.0%		